日野市バリアフリー 交通安全特定事業計画 豊田駅周辺地区

平成25年3月東京都公安委員会

日野市バリアフリー基本構想における重点整備地区 「豊田駅周辺地区」の交通安全特定事業計画

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」第3条(基本方針)及び第36条(交通安全特定事業の実施)に基づき、日野市バリアフリー基本構想に即して、重点整備地区「豊田駅周辺地区」における交通安全特定事業計画を下記のとおり定める。

記

1 交通安全特定事業を実施する道路の区間(位置図参照)

	道路の区間			生活関連施設	
No.	路線	通称	区間	特定旅客施設	連絡する施設
1	一般都道豊田停車 場線		②日野バイパス~⑤幹線市道Ⅱ -44号線	JR 豊田駅	ひの社会教育センター、 多摩平第1公園
2	一般国道20号	日野バイパス	①一般都道豊田停車場線~③市 道E97号線		市立病院、多摩平第1公園
3	市道E97号線		②日野バイパス〜④市道E96号 線		多摩平第1公園
4	市道E96号線		①一般都道豊田停車場線~③市 道E97号線		多摩平第1公園、日野第 二中学校
(5)	幹線市道Ⅱ-44号 線		⑥市道E103、幹線市道 I −12 号線~⑦一般都道豊田停車場線		日野多摩平郵便局
6	市道E103、幹線市 道 I -12号線		⑤幹線市道Ⅱ-44号線~⑬幹 線市道Ⅰ-12号線		多摩平図書館、多摩平 交流センター
7	一般都道豊田停車 場線		豊田駅~⑤幹線市道Ⅱ-44号 線		日野多摩平郵便局、豊 田駅連絡所
8	幹線市道Ⅱ-44号 線		①一般都道豊田停車場線~②市 道G60号線		
9	市道G61、G64号 線		⑧幹線市道Ⅱ-44号線~⑭市 道G71、G67、G72、H9号線		勤労青年会館
10	市道G64-1号線		⑨市道G61、G64号線~⑪一般 都道豊田停車場線		
(1)	一般都道豊田停車 場線		豊田駅~⑦一般都道豊田停車場 線		
12	市道G66号線		⑬幹線市道 I -12号線~⑭市 道G71、G67、G72、H9号線		
13	幹線市道 I -12号 線		⑥市道E103、幹線市道 I -12 号線~⑮一般都道町田平山八王 子線、幹線市道 I -7号線		西友豊田店
14	市道G71、G67、G 72、H9号線		豊田駅~®市道H8、H9号線		
(15)	一般都道町田平山 八王子線、幹線市 道 I -7号線		⑬幹線市道 I -12号線~⑰市 道H7号線		

16	 市道H3、H1号線		⑤一般都道町田平山八王子線、 幹線市道Ⅰ-7号線~⑰市道H7		
	110VIII /3 ///		号線		
	市道H7号線		15一般都道町田平山八王子線、		光の家 栄光園・新生
17			幹線市道 I -7号線~⑯市道H		九切家 宋九國 利生
			3、H1号線		
18	市道H8、H9号線		光の家 栄光園・新生園~⑰市道		光の家 栄光園・新生
1			H7号線		園
19	幹線市道Ⅱ-37号 線		豊田駅~⑩日野3・4・15号線		
20	日野3・4・15号線		豊田駅~⑫市道		中央図書館
21	日野3・4・19号線		⑩日野3·4·15号線~⑫市道		
22	市道		⑩日野3·4·15号線~⑪日野3·		中中國事 總
			4•19号線	中央図書館	中天凶音貼
23	市道G55、G54、G		グループホームきずな~①一般		グループホームきずな
	56号線		都道豊田停車場線		グループホームさりな
24	市道G60号線	iG60号線	⑧幹線市道Ⅱ-44号線~⑪幹	豊田駅北交流や	豊田駅北交流センター
9			線市道 I -12号線		豆田郷和文伽ビング
25	市道E104、E10		⑥市道E103、幹線市道 I -12		グループホームたまだ
	5、E105-2号線		号線~⑬幹線市道 I -12号線		NB
	日野3・4・15号線		②日野3·4·15号線~豊田駅前 郵便局		豊田駅前郵便局、カフ
26					ェ畑れんげ、食品の店
			野 (大州)		おおた豊田駅前店
27	日野3・4・19号線		⑪日野3・4・19号線~፡፡ 日野バ		
Ψ <i>ν</i>			イパス延伸		
28	日野3・3・2号線	日野バイパス延	ファッションセンターしまむら豊田		ファッションセンターし
40		伸	南店~⑰日野3・4・19号線		まむら豊田南店

2 道路の区間ごとの交通安全特定事業の内容及び実施予定期間

(1) 路線別

No.	路線	区間	事業内容	実施予定期間
1	一般都道豊田停車 場線	②日野バイパス~⑤幹線市 道Ⅱ-44号線	信号機の改良(音響機能の整 備、歩行者用青時間の確保)	平成25~32年度
6	市道E103、幹線市 道 I -12号線	⑤幹線市道Ⅱ-44号線~ ⑬幹線市道Ⅰ-12号線	同上	同上
13	幹線市道 I -12号 線	⑥市道E103、幹線市道 I -12号線~⑤一般都道町 田平山八王子線、幹線市道 I-7号線	同上	同上
1 5	一般都道町田平山 八王子線、幹線市道 I-7号線	⑬幹線市道 I -12号線~ ⑰市道H7号線	同上	同上
21)	日野3・4・19号線	⑩日野3·4·15号線~⑫市 道	同上	同上

(2) 全路線共通

事業内容	実施予定期間
1 道路標識及び道路標示の設置に関する事業	
(1) 道路標識の超高輝度化による視認性向上	
※ 道路標識の高輝度化は既に実施済であり、必要に応じて実施	
(2) 道路標示の適切な補修	
※ 道路標示の高輝度化は既に実施済	
(3) エスコートゾーンの整備 (注 1)	平成25~32年度
※ 音響機能式信号機のある横断歩道について、必要に応じて実施	(継続的に実施)
2 違法駐車の防止のための事業	
(1) 横断歩道上、バス停留所付近における違法駐車車両の重点的な指導取締りの実施	
(2) 日野市による放置自転車対策と連携した視覚障害者誘導用ブロック上の放置二	
輪車等の指導取締りの実施	
(3) 日野市と連携した違法駐車防止についての広報啓発活動の実施	

- (注 1) 横断歩道であることを表示する道路標示であって、視覚障害者の誘導を行うための線状又は点状の突起を設けるもの。
- 3 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
 - (1) 関係機関との連携の強化

交通安全特定事業の実施にあたっては、相互の事業の進捗状況を確認するための意見交換を行う とともに、定期的に事業の検討及び点検を行う。

(2) 周辺の交通規制等との整合性の確保

信号機の整備にあたっては、周辺の既設信号機及び横断歩道の位置を把握し、隣接信号機との系 統制御を確保するとともに、歩行者の動線によっては信号機、横断歩道の移設等を検討する。

また、交通規制の実施にあたっては、周辺道路へ与える影響を常に調査し、交通流の整序化等が図られるよう、周辺の交通規制等について、必要な見直しを実施する。

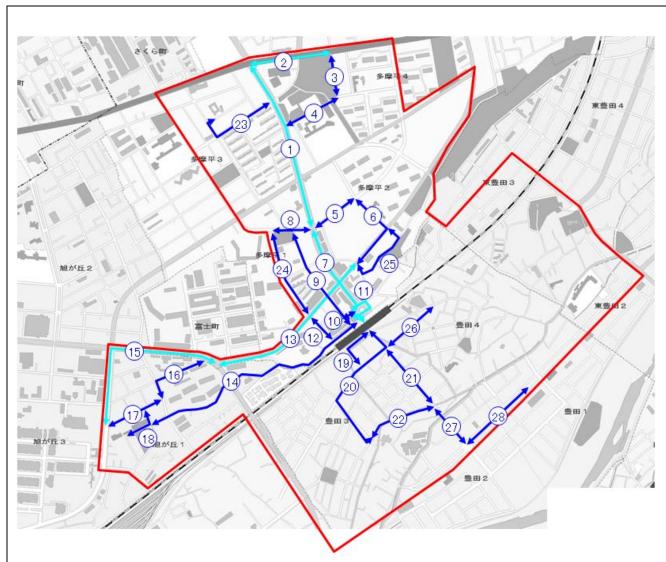
(3) 違法駐車の防止のための事業における配慮事項

違法駐車の指導取締りに加え、違法駐車の防止に資する事業について、関係機関と連携して重点 的かつ計画的に実施する。

位置図

区市町村名	日野市
重点整備地区名	豊田駅周辺地区





地図調製 (株) 昭文社

<凡例>

 $\overline{\longrightarrow}$

: 重点整備地区

: 道路の区間 (新設生活関連経路)

: 道路の区間 (既設生活関連経路)